

税務相談所手数料一覧表

(別途消費税)

特前所得 区分	基本手数料	A (決算指導手数料)	B (記帳指導手数料)	C (継続指導手数料)	D (記帳代行手数料)
100万円以下	年間 15,000円	月額 500円	月額 1,000円	月額 1,500円	月額 3,000円
200万円以下		月額 1,000円	月額 1,500円	月額 2,500円	月額 4,000円
300万円以下		月額 1,500円	月額 2,000円	月額 3,500円	月額 5,000円
400万円以下		月額 2,000円	月額 2,500円	月額 4,500円	月額 6,000円
500万円以下		月額 2,500円	月額 3,000円	月額 5,500円	月額 7,000円

※手数料は、基本額(年額)+各ランク(月額)とする。(別途消費税)

※改正後の手数料は、平成31年4月1日以降の徴収分から適用する。

特例措置

- (1) 特前所得が400万円を超える者については、100万円を超えるごとに
Aランク及びBランクは、500円(別途消費税)を加算する。
Cランク及びDランクは、1,000円(別途消費税)を加算する。
- (2) 臨時申告については、Cランクとする。
税相会員以外(商工会会員)の手数は、Cランクの月額150%と基本手数料
の合計額とする。非会員はCランクの月額300%と基本手数料とする。
- (3) 主たる帳簿の未提出による割増手数料
3月1日(土・日曜日の場合は前の営業日)以降に主たる帳簿の提出
5,000円(別途消費税)
3月8日(土・日曜日の場合は前の営業日)以降に主たる帳簿の提出
10,000円(別途消費税)

源泉手数料

基本料金 年額 1,000円(別途消費税)
従業員(専従者を含む) 1人当たり 500円(別途消費税)を加算する。

消費税申告手数料

税相会員 年額 10,000円(別途消費税)
税相会員以外の商工会会員 年額 15,000円(別途消費税)
非会員で 年額 30,000円(別途消費税)

分離譲渡申告手数料(土地・建物の譲渡)

1件につき、5,000円(別途消費税)とする。